

を管理スルコト

ホ 其の支店組織ニ關シテハ或ニ別荘ノ目ノ小作人ニ對シテハ

ニ 支店組織ノ組織ハ其ノ本無事無事ニスルモノトシテハ

ハ 其の支店ニ對シテハ其ノ本無事無事ニスルモノトシテハ

財團法人協調會大阪支所

△五、帝國議會解放請願運動ニ關スル件

說明 國領告一節

「實行方法」指令ヲ出スコト

審議可決

議會解放請願運動ニ關スル指令

「理由」

農民ト労働者ニ對スル資本家地主及現政府ノ反動的勢力ハ今ヤ全ク全般的ニ展開サレテ居ル即チ農村ニ於テハ地主ハ土地立入禁止立毛差押ノ處分ヲ唯一ノ戰術トシテ官憲ノサーベルト司法官ノ「公平」「中立」ノ援助ノ下ニ極度ニ亂用シ至ル所ニ小作人大衆ノ生活ヲ迫害シツバアル都會ニ於テハ資本家ノ攻勢ハ愈々露骨ニ労働者階級ノ奴隷仕ヲ強制シ之ニ反抗スル無敵ノ労働爭議ハ之亦武装サル官憲ノ壓迫ト暴力團ノ凶器トニ依ツテ徹底的ニ蹂躪サレテ居ルカクテ農民ノ小作權労働者ノ團結權罷業權ハ合法化サレタ